

充てん作業者講習テキスト 第5次改訂版 追 補

平成 17 年 4 月

高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則の改正（平成 17 年 3 月 31 日施行）、液化石油ガス法施行規則例示基準の改正（平成 17 年 4 月 1 日）などに伴い、修正するものです。

頁	行など	修正後の記述
6	下 7	「一定の <u>温度</u> …」を「一定の <u>圧力</u> …」に修正する。
25	下 3(図 1.9 の タイトル)	「バルク供給に <u>掛る</u> …」を「バルク供給に <u>係る</u> …」に修正する。
46	図 2.17	「タンク銅板」を「タンク <u>胴板</u> 」、「(b) <u>取付図</u> 」を「(b) <u>構造</u> 」に修正する。
52	下 5、4 を削 除し右欄の文 章を追加	a 運転者 1 人での最大移動時間が定められている。（1 の運転者による <u>連続運転時間が 4 時間を超える場合、または 1 の運転者による運転時間が 1 日当たり 9 時間を超える場合は、運転者 2 人を充てる必要があ る。</u> ）
68	図 4.5	表中の「貯槽量」を「貯蔵量」に修正する。
92	下 8(表 5.8)	「バルク貯槽測定器の対地電位」を「バルク貯槽の対地電位」に修正する。
95	下 19	「自記圧力計」を「 <u>機械式自記圧力計</u> 」に修正する。
96 ~ 99	下 18	「電気式ダイヤフラム式圧力計」を「 <u>電気式ダイヤフラム式自記圧力計</u> 」に修正する。
96	下 2、1	96 頁～ 99 頁の「(4) 自記圧力計」中の「自記圧力計」をすべて「 <u>機械式自記圧力計</u> 」に修正する。 「…自記圧力計または電気式ダイヤフラム式圧力計を用いる。」を「… <u>機械式自記圧力計または電気式ダイヤフラム式自記圧力計を用いる。こ こでは主に機械式自記圧力計について述べる。</u> 」に修正する。
98	下 4	「…と <u>比較検査</u> …」を「…、 <u>またはこれと同等以上の精度を有する圧 力計と比較検査</u> …」に修正する。
99	上 3 の次に右 欄の文章を追 加	なお、 <u>電気式ダイヤフラム式自記圧力計については、合否の判定基準、 補正值を用いて使用できる誤差の上限が 0.03 kPa であること、および比 較検査の周期が 12 か月に 1 回以上であること以外は、機械式自記圧力計 と同様である。</u>
123	下 9 ~ 下 3 を 削除し右欄の 文章を追加	ロ <u>運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各 号のいずれかに該当して移動する場合は、交替して運転させるため、 容器を固定した車両 1 台について運転者 2 人を充てること。</u> <u>(イ) 1 の運転者による連続運転時間（1 回が連続 10 分以上で、か つ、合計が 30 分以上の運転の中断をすることなく連続して運転 する時間をいう。）が、4 時間を超える場合</u> <u>(ロ) 1 の運転者による運転時間が、1 日当たり 9 時間を超える場合</u>
126	下 21、20	点検項目のうち、「漏えい試験」、「地下室等における緊急遮断装置の 設置」については、供給開始時欄を「 <u> </u> 」とする。
134	下 1(写真)	「安全 <u>断手</u> と中間バルブ」を「安全 <u>継手</u> と中間バルブ」に修正する。
139	下 1	「…もどらなければなくなる。」を「…もどらなければ <u>なら</u> なくな る。」に修正する。

